



栃木県公報

令和6(2024)年
6月28日(金)
第516号

目次

告 示

○県税に関する申告期限等の延長	547
○救急医療機関の指定	548
○土壤汚染対策法による要措置区域の指定	548
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定	548
○予定保安林	549
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	550
○道路の区域の変更	550

公 告

○開発行為の工事完了	551
------------	-----

調 達 等 公 告

○入札公告(特定調達公告)	551
---------------	-----

正 誤

○令和6(2024)年号外第22号中	554
○令和6(2024)年号外第25号中	554
○令和6(2024)年号外第29号中	554
○令和6(2024)年第483号中	554

告 示

栃木県告示第353号

栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号)第13条第1項の規定により、令和6年栃木県告示第61号(県税に関する申告期限の延長等)において、別途告示で定めることとされた期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6(2024)年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについては、同月31日とする。

令和6(2024)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

県 名	指 定 地 域
富 山 県	富山県
石 川 県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町、河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町

(税務課)

栃木県告示354号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

令和6（2024）年6月28日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
医療法人社団章仁会 船田内科歯科医院	小山市大字松沼578	令和6（2024）年7月1日から 令和9（2027）年1月31日まで

(医療政策課)

栃木県告示第355号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年6月28日

栃木県知事 福田 富一

I

- 指定する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番1の一部
- 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

II

- 指定する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番5並びに喜沢字川岸1493番3及び1493番5の各一部
- 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

III

- 指定する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番1及び喜沢字川岸1493番3の各一部
- 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

栃木県告示第356号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年6月28日

栃木県知事 福田 富一

I

1 指定する区域

小山市大字喜沢字海道西1475番1、1475番4、1475番5、1475番9、1475番11、1475番344及び1475番346並びに喜沢字川岸1493番3及び1495番6の各一部

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

II

1 指定する区域

小山市大字喜沢字海道西1475番5の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第357号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6(2024)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

矢板市立足字惣貝内432

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字蓑沢字関山954、955-1、955-2、957-1、957-3から957-5まで、字打尾木1031から1033まで、1034-1、1038-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字関山954・957-1・957-3・字打尾木1038-1（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市飯山町字平山979、980-1、980-2、1003-1・1003-1地先・1003-2・字甲坂1004（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平山980-1・980-2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1003-1、1003-1地先、1003-2、字甲坂1004（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第358号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和6(2024)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
親園土地改良区	親園地区土地改良(維持管理)事業	令和6(2024)年7月1日から同月29日まで	令和6(2024)年8月13日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年6月28日から同年7月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
10	前	高根沢町大字石末2004-1 から 高根沢町大字石末2004-1 まで	24.3 ~ 24.3	3.4	
	後	高根沢町大字石末2004-1 から 高根沢町大字石末2004-1 まで	24.3 ~ 28.2	3.4	

(道路保全課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字西赤堀1779番82	日光市荊沢599番地130ヴィラーチェ F106	原 聡 志 原 なるみ
下都賀郡壬生町大字藤井字紫代1122番6、 1122番17の一部、1122番18、1123番2、1123 番5	千葉県松戸市松戸新田129番地6	株式会社スギノテク ニーズ

(都市政策課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6(2024)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- 借入件名及び数量 栃木県警察職員情報システム機器 一式
- 借入物品の特質等 詳細は入札説明書による。
- 借入期間 令和7(2025)年3月1日から令和12(2030)年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- 借入場所 栃木県警察本部警務部警務課及び情報管理課

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「N通信、情報処理」小分類「2情報関連サービス」又は大分類「Pその他のサービス」小分類「2リース、レンタル」

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-623-3801

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和6（2024）年6月28日（金）から同年7月30日（火）まで入札情報システムで公開する。ただし仕様書は来庁による交付とする。

来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和6（2024）年8月22日（木）午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあっては、(1)の場所に、郵送（書留郵便）又は持参により同期日までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和6（2024）年8月23日（金）午前10時

栃木県警察本部2階入札室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札参加希望者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び仕様書に基づき作成した書類を令和6（2024）年7月30日（火）午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県警察物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月26日付け栃会第434号）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者が仕様書に基づき作成した書類をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書に基づき作成した書類を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 仕様書に基づき作成した書類が、仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適

合すると認められるものであること。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和6(2024)年8月16日(金)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 仕様書等に関する質問及びその回答

ア 質問期限及び質問方法

令和6(2024)年7月17日(水)午後5時

上記期限までに電子入札システムにより質問すること。

ただし、紙入札者は、質問書様式により、電子メールで提出するものとする。

イ 質問及び回答の一斉公開期限及び公開方法

令和6(2024)年7月25日(木)

上記期限までに電子入札システム及び栃木県警ホームページ上に公開する。

(6) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県警察物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月26日付け栃会第433号)第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法

ア (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県警察物品等電子調達実施要領及び栃木県警察物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

(9) 契約書作成の要否 要

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Tochigi Police Personnel Management System, 1set.

(2) Time limit for tender:

16:00, August 22, 2024

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Accounting Division,

Department of Police Administration

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510

TEL 028-623-3801

(警察本部警務部会計課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤																																
令和6 (2024)年 号外第22号	23	23～28	<table border="1"> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table>		○	○				○	○			<table border="1"> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table>		○	○				○	○														
	○	○																																		
	○	○																																		
	○	○																																		
	○	○																																		
令和6 (2024)年 号外第25号	13	4	法第243条	法243条																																
令和6 (2024)年 号外第29号	43	19	同条	同条第																																
令和6 (2024)年 第483号	134	21・22	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">改正後</th> <th colspan="4">改正前</th> </tr> <tr> <td>茂木町青梅 II 44005</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>茂木町青梅 II 44005</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	改正後				改正前				茂木町青梅 II 44005	略	略	略	茂木町青梅 II 44005	略	略	略	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">改正後</th> <th colspan="4">改正前</th> </tr> <tr> <td>茂木町林II 44006</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>茂木町林II 44006</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	改正後				改正前				茂木町林II 44006	略	略	略	茂木町林II 44006	略	略	略
改正後				改正前																																
茂木町青梅 II 44005	略	略	略	茂木町青梅 II 44005	略	略	略																													
改正後				改正前																																
茂木町林II 44006	略	略	略	茂木町林II 44006	略	略	略																													